

# 第 3 回

## 美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 16 年 1 月 24 日

## 第 3 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 1 月 24 日 ( 土 ) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時 10 分  
 場 所 香住町文化会館

### 出席者

協議会委員 ( 計 22 名 )

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
( 上田節郎 )	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
井 上 一 郎	石 垣 健 三	伊 藤 誠
毛 戸 公 彦	井 上 源 一	岡 田 久 子
中 村 治 泰	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
水 間 徳 子	西 尾 高 雄	中 村 暁
	三 好 忠 男	

注 ( ) 書は、代理出席者

幹事会 ( 計 8 名 )

美方町	村岡町	香住町
吉田博昭	中村一治	大・正博
藤村吉孝	太田培男	米田 稔
	杉谷信義	谷岡喜代司

事務局 ( 計 6 名 )

藤原進之助	岸本典明	穴田康成	清水幸信	邊見泰正	田尻幸司
-------	------	------	------	------	------

### 欠席者

協議会委員 ( 2 名 )

美 方 町	香 住 町
朝 倉 富 征	村 瀬 晴 好

顧問 ( 計 3 名 )

兵庫県議会議員	兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	丸 上 博	東 田 雅 俊

傍 聴 人 46 人

### 第3回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年1月24日(土)

ところ：香住町文化会館

#### 1 開 会

#### 2 会長挨拶

#### 3 会議の成立

#### 4 会議録署名委員の指名

#### 5 議 題

##### (1) 報告事項

報告第12号 第1回新町まちづくり計画検討小委員会について

##### (2) 協議事項

協議第15号 新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について

協議第16号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について

協議第11号(継続) 新町の名称について

#### 6 その他

##### 第4回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年2月9日(月) 13:30~

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項(予定)

協議第19号 財産の取扱い(その1)について

協議第20号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第21号 条例、規則等の取扱いについて

協議第22号 慣行の取扱いについて

##### 第5回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年2月24日(火) 13:30~

(2) 場 所 村岡町老人福祉センター

#### 7 閉 会

藤原事務局長 皆さん、こんにちは。大変長らくお待たせいたしました。

それでは、定刻になりましたので、開会に当たりまして、議長から開会宣言をお願いしたいと思います。

吉田議長 それでは、3町合併協議会運営規定第4条第1項の規定に基づきまして、第3回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

皆さん、改めまして、こんにちは。

香住も雪が降っているということで、かなりの大雪だったというふうに推測されるわけなんですけど、美方町の方は思ったより降らなくて、ある面では凍ってしまって歩きづらいうふうなこともありましたけれど、そういう足元の悪い中、皆さんお揃いになりまして、本当に大変ありがとうございます。きょうも盛りだくさんの協議内容ではございますけれど、何卒しっかりとした協議になるよう、よろしくお願ひしたいと思ひますし、私もその一助になればと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、次に、会長の岩槻町長がごあいさつ申し上げます。

岩槻会長 それでは、開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

実は、先人のことわざに節分冬中ということがございますが、実にうまく表現しておるなと思ひます。あと10日もすれば節分を迎えるわけでございまして、気温の方も相当冷え込んでおりまして、凍つてついている状況でございますが、きょうは第3回の3町合併協議会を御案内申し上げます。委員の皆さんには、公私御多忙の中をまげて、しかも午後の会議でございますが、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。申し上げますように、3回でございまして、きょうで大体これから先取り組んでいきますことの大勢というものがとれるというふうに思っておりますのでございまして。ぜひいろいろな角度から、それぞれの町の良さも生かしながら、中身の濃い協議にいいよ入れますように、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

きょうは皆さんに御提案申し上げます件は、報告案件1件と協議事項3件でございます。どうかひとつ慎重御審議をいただきまして、適切なる御決定を賜りますよう心からお願ひ申し上げます次第でございます。

なお、終わりにになりましたけれども、きょうもたくさんの方の傍聴をいただいております。心から感謝とお礼を申し上げまして、最初のごあいさつといたします。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

吉田議長 それでは、次に、会議の成立について、事務局から報告させます。

藤原事務局長 それでは、御報告いたします。

委員総数 24 名のうち、本日は美方町の朝倉委員、香住町の村瀬委員が所用で御欠席の報告をいただいておりますので、24 名中 22 名の出席でございます。会議は成立いたしておりますことを、ここに御報告申し上げます。

吉田議長 なお、美方町長におかれましては、病氣療養のため、1月23日から2月15日まで、上田節郎助役を町長職務代理人として上田助役が職務を代行しますので、念のため御報告いたします。

上田君。

上田委員（代理） 失礼します。ただいま議長の発言の許可が出ましたので、一言お願い申し上げたいと思います。

ただいま議長の方から報告がありましたように、中安町長、病氣療養中ございまして、昨日、1月23日から2月の15日まで職務代理を務めることになりました。その間、1号委員として責任ある立場で合併協議に臨んでいきたいと。合併協議会が停滞しないように努めていきたいと、このように考えておりますので、皆さんの御協力をひとつよろしくお願いしたいと思います。

吉田議長 次に、3町合併協議会会議運営規定第4条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名いたします。

村岡町、板坂公二委員、美方町、井上一郎委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

これより議題に入ります。

報告第12号、第1回新町まちづくり計画検討小委員会についてを議題とし、事務局に朗読させます。

事務局長。

藤原事務局長 1ページをお開きいただきたいと思います。報告第12号、第1回新町まちづくり計画検討小委員会について。第1回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。平成16年1月24日報告。3町合併協議会会長、岩槻健。

第1回新町まちづくり計画検討小委員会について。第1回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から、別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、井上委員長から、自席にて報告をお願いしたいと思います。

井上委員長 去る14日、第2回合併協議会終了後、正副委員長の選任についてを議題として、第1回の小委員会を開催しましたので、その報告の内容につきましては事務局から朗読をお願いします。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 それでは、2ページをご覧いただきたいと思います。平成16年1月15日。3町合併協議会会長、岩槻健様。新町まちづくり計画検討小委員会委員長、井上一郎。

第1回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について。第1回新町まちづくり計画検討小委員会を1月14日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1、報告事項。(1)出席者18名。(2)協議事項について。委員長及び副委員長の選任について。委員長、井上一郎、美方町。副委員長、村瀬晴好、香住町。以上でございます。

吉田議長 委員長及び副委員長については報告のとおりにしたいと思いますが、若干、質疑がある方があれば受けたいと、このように思いますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 質疑がないようですので、それでは、報告第12号、第1回新町まちづくり計画検討小委員会については、承認していただいたものと決定してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がございませんので、この報告については、承認することに決定いたしました。

次に、協議第15号、新町の事務所の位置等検討小委員会の設置についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、3ページをご覧いただきたいと思います。協議第15号、新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について。新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について提出する。平成16年1月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

新町の事務所の位置等検討小委員会の設置について。3町合併協議会規約第11条第1項に基づき、新町の事務所の位置等検討小委員会を別紙のとおり設置する。

次、4ページをご覧くださいと思います。新町の事務所の位置等検討小委員会。所掌事務。新町の事務所の位置等を調査及び審議する事務を所掌する。委員の選出。3町合併協議会規約第8条第1項第1号委員、第2号委員、第3号委員から各町2人の計15人以内とする。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

ここで質疑、意見をお伺いしたいと思いますが、ある方は挙手の上、また、町名等を述べてお願いしたいと、このように思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、ないようですので、協議第15号につきましては確認することにして御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。したがって、協議第15号につきましては、原案のとおり確認することに決定いたしました。

それでは、今の確認により、小委員会設置規程第2条の規定に基づきまして、会長から委員の指名をお願いします。

岩槻会長 それでは、新町の事務所の位置等検討小委員会の委員につきましては、事務局の方から報告させますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 そうしましたら、事務局の方から読み上げてください。

岩槻会長 今、皆さんのお手元に小委員会の名簿をお届けいたしました。冒頭の議長からの御発言もございましたし、さらに美方町の、今回、町長職務代理者を務めますところの上田助役の方からもごあいさつがあったわけでございまして、この名簿を見ますと、美方町長、中安富士男と、こうなっておりますが、その辺を事務局の方からきちっと訂正をさせていただきますので、ひとつ御理解願いたいというように思います。

藤原事務局長 それでは、検討小委員会の委員の名前を読み上げさせていただきます前に、御訂正をお願いしたいと思います。

1に掲げております、美方町長、中安富士男委員につきましては、美方町長職務代理者、美方町助役、上田節郎、季節の「節」と、一郎、二郎の「郎」でございます。そのように

御訂正をお願いしたいと思います。

それでは、改めまして委員のお名前を読み上げさせていただきたいと思います。上田節郎委員、岩槻健委員、藤原久嗣委員、吉田範明委員、本城繁信委員、谷淵栄一委員、板坂公二委員、上田孝委員、橘秀夫委員、中村治泰委員、朝倉富征委員、三好忠男委員、井上源一委員、柴崎一秀委員、中村暁委員。以上でございます。

吉田議長 今読み上げたとおりに小委員会の委員は決定いたしましたので、御報告申し上げます。

続きまして、協議第16号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題として、事務局長に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 5ページをお開きいただきたいと思います。協議第16号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。議会の議員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。平成16年1月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目2-(3)でございます。議会の議員の定数及び任期の取り扱い。小委員会を設置し、定数及び任期等の取り扱いについて検討を行うものとする。

6ページ以降の説明につきましては、申しわけございませんが、座って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、6ページでございますけれども、協議会の調整方針ということで、先ほども述べましたように、小委員会で検討を行うものとするということにいたしております。ちなみに、3町の議会議員の内容でございますけれども、美方町におきましては法定数14人のところを、条例定数12名。村岡町は18名のところを16名。香住町は22人のところを16人。合計が54人の法定数のうち、44人が条例定数になっております。任期は、いずれも19年4月29日までとなっております。

次に、7ページをご覧くださいと思います。ここには現在合併協議を進めております先進事例と、県内の人口が似通った市町の資料を参考に載せさせていただいております。まず、先進事例でございますが、特にこの中では特例法の適用というようなことが今回あるわけでございますけれども、丹波市と京丹後市におきましては、合併特例法の適用をせずということになっております。このことにつきましては、合併の場合、原則的には合併によって町は消滅しますので、議員の身分も失うということになるわけでございますが、このたびの合併特例法によりまして、定数と任期の関係につきまして特例がございます。



その特例の適用をいたしておりますのが養父市、朝来市、南あわじ市でございます、いずれも在任特例ということで、合併後7カ月、1年1カ月、10カ月という在任特例を適用しております。

次の2のところでございますけれども、3町が合併しますと、人口は2万3,271人でございます、この人口と同規模の町の現在の状況を考えてみますと、3番目に上がっております夢前町、それから次の山崎町が大体人口的には似通った町であろうというふうに理解しております。この2つの町を見ました場合、夢前町は2万1,952人の人口で、自治法定数が26名、条例定数で18名にしておられます。山崎町につきましては若干人口が多いわけでございますけれども、2万5,971人で、26人の法定数のところを18名の条例定数になっております。ちなみに、この3町が合併しますと、2万3,271人ということになりますので、これは地方自治法の第91条の第2項の第5号に規定されておりますけれども、人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村にあっては、26人という定数が定められております。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。8ページにつきましては、これも参考資料ということでございますけれども、 、 、 とございますが、 の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、合併、即身分を失うということになりますと、50日以内に選挙を行わなければならないということになっております。 につきましては、定数の特例制度というのが合併特例法でございまして、選挙は合併後50日以内に行いますけれども、法定定数、すなわち3町の場合、26人の2倍の範囲内で定数を設けて、任期が4年ということになっておりますけれども、4年後には通常の一般選挙に戻ります。次に、 の在任特例でございまして、これにつきましては合併後2年を超えない範囲で、現在の議員が在任することができます。この在任特例の期間を過ぎますと、次は一般選挙ということで、法定定数26人を条例化したものの定数で一般選挙が行われるということになっております。そういったことで、今度小委員会で検討いただきますのが、その原則論、それから合併特例法の定数の特例、それから在任の特例、これらの協議をしていただくこととなります。

これらの関係の関係法令、根拠法令が9ページ、10ページということになっております。今説明しました以外に、10ページに小選挙区の関係の根拠法令を上げておりますけれども、10ページの真ん中の公職選挙法第15条抜粋とありますけれども、その中の7項をご覧いただきたいと思います。選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院議

員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行わなければならない。

8項が、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して条例で定めなければならないということになっております。以下、ただし書きがございますが、また、お目通しいただきたいと思います。また、人口に比例しない議員の定数として、例外的に市町村の廃置分合があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区において、選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は人口に比例しないで定めることができるということになっております。

なお、この関係につきまして、凡例が出ておるわけでございますけれども、まず、この特例は、当該区域から一定数の議員を選出することを合併の条件としているような場合を考慮したものでございます。人口に比例しない議員の定数というのは、ただいま申し上げました、合併の条件をしているようなところの場合を考慮したものでございまして、当該市町村の実情に応じて決定すべきでございますけれども、次の点に注意しなければならないということになっております。その注意点と申しますのが、廃置分合の後、最初に行われる選挙に限って適用すべきものと解されるということで、1回限りのこの設置選挙のときに、これが適用になるというふうに理解をさせていただいております。

以上で、協議第16号の御説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明は終わったわけなんですけれど、ここで、資料のことについて質疑がある方、こういうところはということだろうというふうなことがありましたら、まずお受けしたいなと、このように思っておりますが。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村でございます。資料の中というよりも、むしろいわゆる定数特例と在任特例の参考の資料とさせていただきたいということで、これは事務局をお願いしたいと思うんですけども、次回の小委員会まででいいんですけども、5点ほどあります。

1つには、7ページに県内の市町議会議員の定数状況というのが、いわゆる類団の自治法定数、条例定数があるわけですけども、このほかに人口2万から3万の町、いわゆる類似団体がほかにも、例えば香寺、社、稻美、播磨等々あるわけでございますので、この辺も資料提供をお願いしたい。これは兵庫県各市町要覧に出ていますので、今でもすぐ出ると思うんですけども、これをまず1点目をお願いしたい。

それから、2点目でございますけれども、議会議員の議員に係る在任特例の判断資料と

したいということで、合併後初の、いわゆる平成17年度当初予算の編成方針について、もし、まだ決定でも何でも無いと思うんですけども、暫定予算、多分暫定予算しかないと思うんですけども、そうなのか、持ち寄り予算的なものになるのか、その辺の見解についても伺いをしたい。

それから、3点目でございますけれども、これは5町の時にもお願いしたんですけども、議会議員1人当たりのすべての経費に係る3町の平均値、これは予算書の、15年度予算しか最新はないわけですけども、15年度予算の議会費からいわゆる事務局経費を差し引いたものということで、この資料提供をお願いしたいということでございます。

それから4点目には、合併後のいわゆる一つの選挙、これにはいろんな選挙があるわけですけども、町長、議会議員、衆議院とかあるわけですけども、町長選と議会議員の選挙では、経費が多分時間外の関係で変わってくると思いますので、議会議員の推計の選挙費用、単独で一般財源使って選挙する場合の選挙費用、これの推計をお願いしたいということ。

最後に、5点目ですけども、定数が44名ということですけども、これにいわゆる議場設営ということになりますと、それなりの執行部の説明要員、それから傍聴席も若干、当然設営せないかんということで、3町の現行の議場ではなかなか対応しづらいんじゃないかという思いがするわけですけども、仮に臨時議場を設営するとしたらどれくらいの経費がかかるのか。多分常設というのは無理だと思いますので、臨時議場設営の経費がどれくらい推計でかかるのかという、この5点についての資料提供をお願いしたいと思います。

吉田議長 では、事務局長。

藤原事務局長 ただいま中村委員から5点の資料の請求があったわけでございますけれども、幹事会等とも十分協議しまして、できるだけ次回の小委員会にはお示しできるように協議をさせていただきたいと思っております。

吉田議長 よろしいですか。

そのほか何か質疑ございましたら。

柴崎委員。

柴崎委員 10ページの一番下の方に、人口に比例しない議員の定数という項目がございますが、これは第15条の8の中の特例だろうと思うんですが、その一番下から上の2行目の関係区域を区域とする選挙区、または関係区域を編入した云々とございますが、この意味がちょっと私、理解できないので、説明をしてほしいと思っております。我々はあくまで

も対等合併でございますので、どう理解していいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

吉田議長 事務局。

藤原事務局長 この9条で言っております関係区域といいますのが、この3町に当てはめてみますと、この3町が関係区域というとならえ方をさせていただければいいと理解しております。

吉田議長 ちょっとあれなんですけど。ということは旧町単位というふうなことという意味なのか、ちょっと今わからなかったんですけど、私聞いておっても。

再度答弁。

藤原事務局長 私がただいま答弁させていただいたのは、3町、要するに旧町単位という理解でございます。

吉田議長 よろしゅうございますか。

柴崎委員。

柴崎委員 ということはどういうことなんですかね。香住町、村岡町、美方町、3つありますね。そこら辺どういうふうにして定めるんですかね、これ。

吉田議長 休憩いたします。

〔 休 憩 〕

吉田議長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

事務局、答弁。

藤原事務局長 基本的には公職選挙法の第15条で言っております人口比例ということがあるわけですが、合併の場合には、特に大きな町と合併します小さな町がその人口比例でなくて、多少そのほかの要件も加味した中で、人口比例以外にその選挙区における定数を決めるという内容のものだということになっております。

吉田議長 ほかに質疑ありませんか。

質疑の内容とちょっと違うような気もするんですけど、ちょっと会長の方、答弁いただけますか。

岩槻会長 これ、大事な御質問だというふうに思っておるわけです。小委員会を立ち上げて今後していただくようにしておりまして、いま一つ局長が説明しても、もう一つぴんと何かこない面があると思います。ですから、これはもう一つ明快になるように、また勉強もいたしまして御理解をいただくような御答弁をさせていただきますので、ぜひきょう

のところは御理解を願いたいというふうに思いますが。

吉田議長 では、そういうことで、もう少し勉強も含めて、何かちょっと答弁をせないかんようなところもあるようなので、これはここでおかさせていただきたいと、このように思うんですけど、よろしゅうございますか。

その他ありましたら。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村でございます。先ほど美方町の中村委員が選挙の関係の費用を資料として、次回に提出をしてほしいというようなことであったわけですが、確認をさせていただきたいと思います。町長、首長さんの単独の選挙の費用、それから町長と新しい町議会議員の一緒の選挙日程の費用、それから町議会議員単独の際の選挙費用、この3つを中村委員が資料請求、資料提出をしてほしいというふうなことだったのか。もしそうでなければ、そういうふうをお願いをしたいというように思っているんですけど。

吉田議長 どうですか、事務局長。

藤原事務局長 改めて御答弁ということで、今、中村委員が言われました3つの選挙方式についてそれぞれお示しをさせていただきたいと思っております。

吉田議長 よろしゅうございますか、中村委員。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 では、なければ、この件について、何か御意見等がございましたらお聞きしたいなと、このように思っておりますけれど、ございませんか。

では、質疑、意見がないようでございますので、この第16号の、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、原案どおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようでございますので、16号につきましては、確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第17号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての件を議題としまして、事務局長に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 11ページをごらんいただきたいと思います。協議第17号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて。農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。平成16年1月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

協定項目 2 - ( 4 ) でございます。農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い。小委員会を設置し、定数及び任期等の取り扱いについて検討を行うものとする。

1 2 ページ以降の説明、申しわけございません。座って御説明をさせていただきたいと思えます。

1 2 ページには、現在の 3 町の農業委員会委員の定数、それから任期等を資料として出させていただきます。現在、美方町では選挙による委員が 1 0 名、それから村岡町が 1 2 名、香住町が 1 2 名、3 4 人の委員がおられます。なお、選任委員としまして、農協推薦の委員が 3 町で 3 人、議会推薦の委員が 8 人、計 1 1 人おられますので、トータル 4 5 人の農業委員ということになっております。任期につきましては、香住町の委員さんの任期がこの 3 月 2 4 日に到来するのが一番早い任期でございます。なお、いろいろこの農業委員の定数等にかかわってきます町の面積、農地面積、農家戸数等もそれぞれ上げさせていただきます。なお、1 5 年 1 月 1 日現在の農業委員の有権者数も上げさせていただきます。

次に、1 3 ページをご覧いただきたいと思えます。1 3 ページにつきましては、ここにも現在合併協議を進めております先進の事例と、それから県下の町あるいは市の農業委員の関係の資料をつけさせていただきます。

1 4 ページの関係につきましては、まず、新たに合併しますと、理論的には、まず 1 番目の考え方としまして、新町に 1 つの委員会を置く場合が考えられます。それから 2 番目に、新町に従前の市町村の区域ごとに委員会を置く場合。さらには、新町に従前の区域と異なった区域により、2 以上の委員会を置く場合。この 3 つのケースが考えられます。1 の場合の原則でございますけれども、これは公職選挙法の読みかえ規定でございますが、議会の議員と同じように、合併に伴い身分を失いますので、合併の日から 5 0 日以内に選挙することになっております。3 町の場合、もしこういったことになりましたと、定数は幾らということになるわけでございますけれども、これは農業委員会等に関する法律の施行令で、2 0 人以下ということになっております。

1 6 ページをご覧いただきたいと思えます。1 6 ページの中ほどに四角で囲ったところの一番上でございますけれども、( 1 ) のところでございます。その区域内の農地面積が 1 , 3 0 0 ヘクタール以下の農業委員会につきましては、定数の基準が 2 0 人以下となっております。ちなみに 3 町の農地面積の合計は、1 , 0 0 8 ヘクタールということになっております。それから、2 番目の 1 の の特例 1 でございますけれども、この場合の選任方法

につきましては、右側に書いてございます定数、すなわち80を超えず10を下らない数でございますけれども、合併関係市町村の選挙による委員で互選するということになっております。任期につきましては、合併後1年を超えない範囲で、協議で定める期間ということになっております。先ほど、議会議員の場合、2年を超えない範囲という御説明をさせていただきますけれども、農業委員の場合は、合併後1年を超えない範囲で協議で定めるということになっております。これが在任規定でございます。

以下、2番の(1)が旧町ごとに委員会を置く場合でございますけれども、いずれもそこに記載しているとおりでございますので、御理解いただければというふうに思っております。ちなみに、農業委員の通常の任期は3年ということになっております。

以上で御説明の方を終わらせていただきたいと思います。

吉田議長 説明は終わりましたが、ここで質疑等を受けたいと思いますが、この資料等についてわからない点がございましたら、どうぞ質疑してやってください。ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、何かこの件について御意見等ございましたらお受けしたいと、このように思いますが。ございませんか。

では、ないようでございますので、協議17号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり確認させていただいてもいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、17号につきましては、原案のとおり確認いたしました。

次に、協議第18号、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置についての件を議題といたします。

事務局長より朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 17ページをお開きいただきたいと思います。協議第18号、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について。議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について提出する。平成16年1月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の設置について。3町合併協議会規約第11条第1項に基づき、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

を別紙のとおり設置する。

18ページをお願いいたします。議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会。まず、所掌事務でございますが、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等を調査及び審議する事務を所掌する。委員の選出につきましては、3町合併協議会規約第8条第1項第3号委員15人以内とする。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりましたが、ここで質疑、意見等ございましたらお受けしたいと、このように思いますが、ございませんでしょうか。

水間委員。

水間委員 美方町の水間と申します。この小委員会につきまして、すべての小委員会には2号委員の方が配置されておられますけれども、この委員会につきましては3号委員のみとなっております。なぜ3号委員だけでこの小委員会がつけられたのかどうかということの御説明をお願いしたいというふうに思います。

吉田議長 会長、答弁お願いします。

岩槻会長 御指摘のような疑問もあるかも知れませんが、私どもはいずれにいたしましても、首長、議会議員、おのずと公職選挙法によって選ばれるものであるわけでございます。そのものがどうも農業委員と言われながらも、任期とか定数をどうこう言うのは、やはりお互い選ばれる立場のものでございますから、むしろそういう方が入らずに、3号委員の町民から選ばれた委員で御検討をいただくというのが一番公正であり厳正な判断がいただけるというような点でこういうふうになっているところを御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 ございますか、そのほか。

中村委員。

中村(治)委員 今、会長の方から説明をいただいたわけですが、私もできれば2号委員の方にも入っていただいた方がいいんじゃないかというふうな思いもあったわけですが、多分、町長・議長会、幹事会等で確認されたことであろうと思いますので、ただし、3号委員だけで議論集約をしてしまうのはいかなものかということで、一つの提案なんですけども、小委員会に必要なに応じて、例えば2号委員の方、もしくはというよりも及びというんですか、農業委員の会長さんなりの意見というか、そういう議会及び農業委員会の要するに意見といたしますか、そういうものを反映できる機会がつかれないものかどうか。小委員会の中に2号委員の方、農業委員会の方に必要なに応じて出ていただくよう



なことが考えられないのかどうかということを確認をしておきたいと思います。

吉田議長 会長の方から答弁願います。

岩槻会長 御趣旨のほどもわからんではないんですが、いずれにしましても、本件については小委員会で十分検討していただくわけでございます。最終的には、また全体の協議会にも御決定もいただくということでございますが、特に小委員会の場でそういう農業委員会の会長でしょうか、お言葉では、そういうものも意見を聞く場を設けてはというような御提案でございますが、その辺がいかがなものかということも、ここで明快にちょっと私の私見で申し上げるのは、これまた間違った判断をしてはいけませんし、よく御意見を一度、前例もありましょうし、他町の、そういうところもよく掌握して、また判断をしたい。その結果は、またこういう協議会の場で御報告申し上げたいと、こう思いますので、御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 よろしゅうございますか。

ほか、ございませんか。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。ちょっとこれは確認をしてみたいんですが、協議第16号あるいは17号では、定数及び任期の取り扱いと、こういうふうに確認をしたわけがありますが、この小委員会の設置の中で、議会の議員及び農業委員会委員の任期等というふうに、「等」でほかされておるから、そういう判断でいいのかなと思うんですが、ここで定数という問題が抜けておるのか、それとも「等」の中に定数は含まれておるという理解をしていいのか。その点について説明をいただきたいと思います。

吉田議長 事務局長、答弁願います。

藤原事務局長 そのあたり明快にやはり、本城委員言われますように、定数及び任期というようなことで明記するのが一番御理解いただけるかと思えますけれども、この任期等ということで、定数も含めているという御理解をいただければというふうに思っております。

吉田議長 よろしゅうございますか。

本城委員。

本城委員 協議16、17できちとうたってある以上は、18号ででも明記した方がわかりやすいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、やはりこれは住民の方にも理解をしていただきやすい、また、我々委員の中でも理解しやすい方法の方がよりい

いんじゃないかなという思いがするんですけども、別段これに固執するわけではないんですけども、片方ではきちっと明記されておるわけですから、両方にされた方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 会議を再開いたします。

事務局長。

藤原事務局長 先ほど定数の関係につきましては、この「任期等」に含まれているという御答弁をさせていただきましたけれども、さらに考えておりますのが、選挙区の関係も先ほど話題になりましたが、この議会議員の関係、あるいは農業委員会の委員の関係も、選挙区の議論も、当然この小委員会の場で協議していただくことになろうかというふうに考えておまして、それらを包含した形で「任期等」という言葉を使わせていただいております。以上でございます。

吉田議長 よろしゅうございますか。

ということで、等という意味がそこにあるというふうな答弁でございますが、そういうことで、等のままでいってもよろしゅうございますな、その分については、よろしいですな。

ほかに質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。先ほど議員特例あるいは農業委員の任期とかそういうのを3号委員にお任せするというふうな提案ですけど、それぞれの町もそれぞれの問題点を抱えておりますし、それから農業委員会でもそうなので、やはり3号委員が審議されるときには各町の御意見も1回聞いていただいて、それによって総合的に判断していただきたいというふうに考えている。それはやっぱり議員の問題も含めて。

吉田議長 会長、答弁しますか。

会長。

岩槻会長 御意見のほどはきちっと受けとめさせていただいて、今後進める中でいろいろとまた御報告を申し上げたりしたいと思います。特に農業委員会の場合は、農地面積等、今、3町合併やるんですけど、それぞれの町の農地の面積もひとつ加わってくるものですから、そうなりますと、何といいましょうか、全体を大選挙区でやるとしながら、やっぱり

地域の農地面積に対する、これまでですと定数といいたいでしょうか、そういうことも絡んでくるものですから、また、これは小委員会等で審議の過程で事務局がその辺も申し上げて、今出たような御意見も加味しながら検討をやらせていただかなくてはならないというところがございますので、きょうは細かくは、どこの地域が面積が少なくて、エリアをこう変えなくてはならないというようなところまでは付言できませんが、その辺もあるということもきょうはちょっと触れておきたいというように思うわけでございます。

吉田議長　そういうことで。

ありますか、三好委員。

三好委員　村岡町の三好です。農業委員の定数の場合、この参考資料の中の2の方で、旧町のままで、例えば3町ですから、農業委員会を従来のままで置くことができるということがありますが、この定数の関係が、既に今現在では美方町が10、村岡町、香住町がそれぞれ12人という数字であるんですが、従来のままという定数はこの定数を増減というか、減らすということは可能なのかどうかということですね。従来のままというようになれば、10名、12、12という、34名ということになるんですが、これは例えば人員を削減した形でのこういう配分の仕方。と申し上げますのが、やっぱり農業関係につきましては、各町ごとにそれぞれあるわけですが、実際の実情というものが比較的わかりにくいといった観点から、従来の方式といったものもあるいは検討してみる必要があるのではなからうかというような感じがいたしますので、その点についてお伺いしたいと思います。

吉田議長　事務局、答弁。

藤原事務局長　ただいまの三好委員の御質問で、現在の3町にそのまま農業委員会を残すというような仮に結論になるとしましたら、定数の関係につきましては今の定数のままということになります。現在の美方町、村岡町、香住町それぞれの定数になります。

吉田議長　今の質疑は要するに減員云々ということをやったように思うので、その辺、明快にもうちょっと答えてやってください。

藤原事務局長　済みません。いずれもこの法律では、以下ということになってはいますから、当然その辺、農地面積とか農家戸数等を勘案しながら、その法定定数の範囲内で条例化することが可能と考えます。

吉田議長　三好委員。

三好委員　私の申し上げますのは、従来の定数ということに書いてありますので、従来

の定数ということになれば、10名、12名、12名ということになるんですね。したがって、いろいろな合併の中でいって、減員ということも考えとしてはあるということも考えられますので、例えばこれを34名の者を25名にするとか、あるいは20名のまんまにしてこういう割り方をするとすることはちょっと無理かと思えますけども、そういった点で、現在の34名は減員になることはできないのかどうかということをお尋ねしておるんですよ。

吉田議長 事務局長、答弁。

藤原事務局長 現在、3町の定数といいますか、農業委員会がそのまま残るということになりますと、定数の移動はございません。この今お示しさせていただいております10人、12人、12人ということになります。

吉田議長 先ほどから審議の仕方等、また内容等言われているというふうに思っておりますけれど、基本的には先ほど言ったように、小委員会を設置するということがございますので、そういう中で審議していただいたらというふうに私自身は今の皆さんの御意見を聞いておってそういうように思うんですけど、その辺についてはそれでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 じゃ、そういうことで、小委員会の中でそういう問題点も含めて審議していただくというふうにしていきたいと、このように思います。

ほか、ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

吉田議長 なければ、協議第18号につきましては、この原案のとおり確認させてもらってよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、原案のとおり確認させていただきます。

ここで会長の方から委員の指名をお願いしたいと思います。

岩槻会長 それでは、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会の委員といたしまして、名簿をまた配付させていただきまして、局長の方が朗読いたしますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

吉田議長 名簿を配りますので、暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 では、休憩を閉じまして会議を再開いたしたいと思います。

局長の方から。

藤原事務局長 それでは、小委員会の名簿、行き渡りましたようでございますので、読み上げさせていただきたいと思います。

美方町、朝倉富征委員、井上一郎委員、毛戸公彦委員、中村治泰委員、水間徳子委員。村岡町、石垣健三委員、井上源一委員、小谷道子委員、西尾高雄委員、三好忠男委員。香住町、伊藤誠委員、岡田久子委員、柴崎一秀委員、中村暁委員、村瀬晴好委員。以上でございます。

吉田議長 ありがとうございます。

今、事務局長の方から朗読しました3号委員15名の小委員会で行いたいと、このように思います。

ここで暫時休憩いたします。今36分でございますので、20分間休憩したいと思います。だから、55分までですか。休憩したいと思います。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして会議を再開させていただきます。

次に、継続案件であります協議第11号に入るわけでございますが、その前に、前回まとめた結果を再度確認させていただきたいと、このように思います。

なぜかと申しますと、御承知のとおり、各社報道機関は、1月15日付の朝刊に、前回開催されました第2回合併協議会の結果を掲載しておりました。しかしながら、内容に若干の相違があるように思われますので、混乱等を招かないためにも、再度述べさせてもらいたい。そして、それによって協議に入っていきたいと、このように思います。

先回のまとめとしましては、但馬町については使わないという制約を要項に盛り込む。しかしながら、そのほかについては会長が申しましたとおり、基本調整方針に基づき、特段の制約を設けないということで確認しましたので、本日はそれを前提に御協力願いたいと、このように思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 それでは、協議第11号、新町の名称についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、19ページをお願いしたいと思います。協議第11号(継続)

新町の名称について。新町名称募集要項について協議する。平成16年1月24日提出。  
3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目、1-(3)新町の名称。新町にふさわしい名称を公募するため、新町名称募集要項を別紙のとおり定める。

20ページをお願いしたいと思います。まず、公募の範囲でございますけれども、この3町に住所を有する者ということにしております。周知の方法は、チラシ、協議会だより、町広報等により、広く周知に努めることとしております。なお、この3町合併協議会のホームページの立ち上げが、この2月1日に、ちょっと間に合いませんので、ここではそのホームページによる周知を省かさせていただいております。3の募集期間でございますけれども、2月1日から29日までの1カ月間でございます。なお、郵便の場合は当日消印有効ということにいたしております。応募方法でございますけれども、応募用紙、ファクス、はがき、封書、Eメールを考えております。応募提出先は、3町合併協議会の事務局、それから3町の役場ということです。記載内容でございますけれども、新町の名称、これには振り仮名を打っていただくことを条件としております。名称の意味、また理由、住所、氏名、電話番号。なお、通常、性別とか年齢等をこういったときに記載事項としてある場合がございますが、今回につきましては、特にそのあたりの記載の必要性を感じておりませんので、省略をいたしております。それから、7番目の募集条件でございます。応募は1人3点までとする。ただし、3点を越えることがあった場合は、応募者に確認の上、調整することとする。なお、同一人の同一名称、表記が同じものは1点として取り扱うこととする。名称につきましては、但馬町、これには平仮名、片仮名を含むということでございますが、使用できないこととする、それ以外は特段の制約はしないということにしております。応募様式につきましては任意といたしております。ただし、原則として、新町名称募集要項6に基づく記載内容を明記するものとするということで、6の記載内容を書いただければ有効ということでございます。9の選定方法でございますが、選定の観点をご参考にし、合併協議会において選定する。ただし、作品ごとの応募数は選定の基準とせず、参考にとどめることとするということにいたしております。このただし書き以降の関係につきましては、さきの氷上郡の合併協議会でも、最高得点の氷上市が漏れたというような状況の中で議論に、最終決定に混乱が生じたというような例もございますので、こういった記載をしております。10、選定の観点でございますけれども、5つ考えておまして、まず、地域が地理的にイメージできる名称。地域の特色をあらわす名称。地域

の歴史、文化にちなんだ名称。合併を記念した名称。その他新町にふさわしい名称。ということで、これは前回の協議会で具体的に例として挙げさせていただいております。それから、11番目の応募結果の公表でございますけれども、これは協議会において公表したいと考えております。

次に、21ページの12、賞でございますけれども、まず、名付け親賞としましては、新町の名称として決定されました作品の応募者の中から抽せんで1名に贈呈することにしております。その場合、5万円分の商品券を考えておりまして、住所を有する町の商工会が所管する商品券といたしております。2番目に特別賞でございますが、新町の名称として決定されました作品の応募者のうち、名付け親賞以外の応募者の中から、抽せんで20名以内に贈呈したいと考えております。賞品は、5,000円分の商品券でございます。これにつきましても住所を有する町の商工会が所管する商品券というふうに考えております。抽せん方法でございますけれども、名付け親賞、特別賞につきましては、会長が協議会の会議の場において抽せんをしたいと考えております。それから、贈呈につきましては、名付け親賞につきましてはこの協議会の会場で贈呈いたしますが、特別賞につきましては応募者あてに郵送させていただきたいというふうに考えております。最後に、その他の事項といたしまして、応募作品につきましては、その趣旨を損なわない範囲において変更することができることとする。2番目に、応募作品に関する一切の権利は合併協議会に帰属するものとするをいたしております。

なお、22ページ、23ページ、これは募集のチラシの表裏になるわけでございますけれども、これを今月中に区長さんを通じて各世帯あてにお配りをさせていただきたいというふうに考えておりますので、この切手不要の用紙を切り取って郵送していただくか、役場に届けていただくか、あるいはファックスで事務局あるいは役場の方に送っていただくか、いずれの方法でも結構なわけで、このようなチラシを考えております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりましたので、ここで、この募集要項についての文章的な質疑等、この辺はどうだろうという、わからないことがあればお聞きしたいなと、このように思いますが。

板坂委員。

板坂委員 村岡の板坂でございます。今、募集要項を局長から説明があったわけですが、9の選定方法ですね、そこに、「ただし、作品ごとの応募数は選定の基準とせず、参

考にとどめることとする」というふうにあるわけですが、さきも説明の中でも氷上郡の例も言われました。参考とは何ぞやというようなことも出てこようかというようなことも思われますので、選定の基準としないというふうなことではっきりと明記した方がいいではなからうかというふうに考えるわけですが、その辺のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

吉田議長 それ、意見的になりますので、お伺いしますが、次の段階でお伺いさせてもらいたいということで、ちょっとわかりにくいんですけど、この中でこういう点がちょっとわかりにくいとか、こういうことがあれば、まずお聞きしたいなと、このように思いますので、お聞きしますが、最後。そういうことが、まずお聞きしたいなと思うんですが。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。1点は板坂委員と同じような関連的な質問になるわけですので、この次にさせていただきますけども、要項の11、応募結果の公表ですけども、協議会において公表するということで、これはどこまでの範囲を言っているのか。票数、例えば何々町というのが何点というところまで想定しているのか。これを公表することになると、選考が少し難しくはなりはしないかというような思いもするわけですが、この11の中にいわゆる点数も含まれているのかどうか。その辺の確認をさせていただきますたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 ここで言うております応募結果の公表というのは、新町の名称の一覧の公表を考えております。何々町何票というような集計結果の公表は考えていないという御理解をいただければというふうに思っております。

吉田議長 中村委員。

中村（治）委員 このことは議事録には載りますので、詳しくは議事録を見れば確認できるわけですが、一般の人は公表ということになると、当然その点数までもということ想定する人がいるんじゃないかという思いがするわけですが、その辺を明確に表現する必要はあるのかなのか。再度お伺いしたいと思います。

吉田議長 そうしましたら、ちょっと私の問い方が悪いようですので、質疑も意見もあわせて、今もちょっと意見のような気もしますんで、あわせて受けたいという中で、先ほど板坂委員の方から、選定方法の中で選定の基準とせずに参考にとどめるということで、



参考とは何事かと。もう素直に、としないというふうに断定、言い切ったらどうかというふうな御意見がございますけれど、皆さんどのようにお考えになるのか。また、この辺で協議というか、意見があれば言っていたらいいなと、このようにまず思います。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。私も選定方法、前回、特段の制約はしないということについては異議を申し上げたんですけども、最終的に確認ということで押し切られたと私は思っております。それは別として、応募数については、やはり選定の基準にしないというのの原則でいってほしいと強く要望したいと思います。参考にとどめるということは、それを見て、ならどうするんだという議論も出てこようと思います。だから、基準としないということに明確に表現をしてほしい。

それと、もう一つは、新町名を名称募集のところにそのことをやっぱりはっきりと表示しておく必要がある。例えば名称を考えるに当たっての、次に分類の、ちょっとはっきりしないんですけども、分類のところ、「おおむね次の観点で選考しますので御参考にしてください」という、一番下にそういう意味のことを書くのか、どこかにそういう意味合いのものをはっきりと明示しておくということが大事であろうというふうに思います。以上です。

吉田議長 どうですか、その意見について。まず、そこから取り上げていきたいと思うんですけど。

中村委員。

中村（治）委員 先ほど言いかけたことなんですけど、11については答弁を求めたいと思いますし、要項の10の選定の観点、ここに5点列挙をしておるわけなんですけども、これを今度次のステップで選定基準とする場合、例えばこの5点の中の一つでもクリアされていなければ、もう選定基準から外していくのか。2つならどうなのか。3つならどうなのか。全くそんなもんでもいいということなのか。例えばこの5つの中の一つにも該当しないものも取り上げていくということになるのか。一つでも入っておたらいいのか。3つ入っておる方がいいのか。その辺の基準を、大体2点ぐらい、2つぐらい入っている方がベターなのかということ、今から確認しておかんと、その選定の時期になると、またいろんな議論が出てくる可能性があると思いますので、見解だけで結構ですので、お伺いしたいと思います。

吉田議長 一つ一つちょっとしていきたいんで、今、議題に上げたのは、要するに先ほ

ど言った参考とすることにとどめるといふじゃなくて、しないということをもう明確にうたい、そして、そのことを、先ほど石垣委員の方は募集のはがきですか、この中にうたったかどうかというふうなことが出ていますので、まず、その辺をどう思うかをお聞きしたいなと思っておるんですけれど。

藤原委員。

藤原委員 ちょっと表現の方が今とっさには出ませんけれども、募集するのはやはり我々が選考する上で、いろいろ一般的に参考にしたいがために募集するということになりますと、それは全く参考にしないということになると、何のために募集するのかということになりますから、その表現の方法は少しちょっと、今御意見があったように考えなきゃならんと思いますけども、何かの形でやっぱりいわゆる参考にさせていただくために募集しますということは表現しなきゃならんのではないかなというふうに思います。

吉田議長 伊藤委員。

伊藤委員 香住町の伊藤でございます。町名を応募要項で募集するんですけれども、やはり参考というのは大事だと思うんです。町民がどういう意向を持っているか、新町民がどういう意向を持っているか、掴む上からは大事なことだというふうに思います。

それで、今見ておりますと、応募要件のところは1人3点と、こういうことになっていますわね。1人3点までとする。私はむしろ1人、真剣に考えて、1点でもいいぐらいというふうに思っておるんです。集計なんかの後のことを考えたときに、作業を考えたときに、私は1人2点、これは3点となっているけれども、2点でいいんじゃないかというふうに思います。だから、2点に変更することをまずひとつ提案したいと思います。そのかわり、たくさんの人に意見を聞くという面から、前回の5町合併の時には各戸に配付されました一番最後のページについている、この新町名募集と書いてある、配られる用紙ですけども、これが前回の場合には1戸1枚配られておって、どうしてもいろいろとファクスとかはがきとか封書とかEメールとか、こう書かれておってもなかなか出しにくいです。その点から考えると、せめて配付枚数はたくさん作っていただいて、選挙権のある枚数ぐらい各戸に配付した方が、たくさんの人意見を聞くことができるというふうに私は思います。

それからもう1点、10のところの選定の観点ですけども、ここ、5つ丸が観点が上げられておって、これを基準にして選考するんかという意見も出ておったんですけども、私は郡名も同じですけども、町名は私たちの新しい将来のまちが豊かになってほしい。

経済的にも豊かになってほしい。その点から考えていくと、産業振興ということが、ここにどこにもないんですわね。だから、私は のところの後ろの4号を1つずつずらして、そこにもう一つ、地域の産業振興につながる名称を入れていただきたい。それもこの名前を判断する基準の一つに入れていただきたい。

以上、提案します。

吉田議長 石垣委員。

石垣委員 石垣です。参考の問題ですけども、えらい参考にこだわりますけども、町民の人の意見といいですか、出たものが選定の観点のところ、その選定の観点を参考にするということが前段にあるわけですので、私は参考にとどめるということの問題は、応募数だけの問題を私は言うております。悪く言えば、組織票が出た時には、ごっつい出て偏った時にどうするかという問題なんか、悪く言えばですよ、ちょっと気になるなと思ったりして、基準としないだったら、もうせずというんだったら、はっきり、しないと。だから、委員が選ぶのは出たものを参考にして投票するわけですから、それは当然参考です。以上です。

吉田議長 どうですかいな、その辺。

井上一郎委員。

井上(一)委員 美方町の井上です。後が続かないようですので、進行の方から出ておりますように、応募数の問題からきっちりつけていった方がいいと思います。今の村岡の石垣委員からも出ておったように、参考にするというのは、やっぱりここに出ておる観点の上からどうかということであって、数ではないと思います。だから、数を考慮することになると、この委員会で選考するときにも、また混乱を来す可能性が十分にあると思いますので、すっきりと名前だけを対象にした形にさせていただきたいと思います。

吉田議長 ということは、しないというふうにした方がええということですね。石垣委員と同じ意見だということですね。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。今いろいろ御意見を聞かせていただいております。第一の問題は作品の応募数ですね。これを公表するのかどうかということが一番肝心であろうと思うんです。前回、5町枠のときには数の公表はしなかったわけですね。数の公表はせずに、いわゆる選定の観点、これらに見合った名前をずっと段階的に選定をしていったという経緯もあるわけですし、この数の公表をすると、どうしてもそれが頭にこびりつく、あ

るいは住民の方にも、これだけの数がありながらというふうなことが出てくると思うんです。ですから、この数は公表しない。したがって、応募数は選定の基準としないというふうにした方が私はいいと思います。

それから、最初、議長の方から確認をされましたので、これ以上の発言はしないつもりにしておるんですが、ちょっと言葉が適当ではございませんが、いわゆる特段の制約はないということなんですが、入り口で議論をするか、出口で議論をしていくかという問題になるかと思うんです。ですから、このままの状態で募集要項を決められるとするなら、出口の段階でかなり厳しい議論が出てくるんじゃないか、闘わされるんじゃないかというふうな思いもするわけですが、議長が確認をされましたので、これ以上はもう申しませんけども、出口での議論を十分にさせていただきたい、また、していきたい、このように思っております。

吉田議長 今、特にいろいろと聞いておるんですけれど、文章の問題もあるんですけれど、基本的に基準としないという意見、それから協議会において公表するということは、要するに一覧表のみの公表であって、応募数等は公表しないという意味にとったらどうかというふうな意見が出ているように思いますけれど、そのほか、やはりこの文章のままでいいというふうな御意見があれば、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが。

橘委員。

橘委員 今、9番の選考方法が議題になっているわけでありまして、やはり選定の基準として参考にとどめることにする、私はこのままの文章でいいと思います。といいますのは、3町の住民がどの名前をたくさん出したかというのはやはり私は知っておきたいし、当然それが一番参考になるんじゃないかと。選定の基準ではありませんけども、あくまでも参考にはなると、私はそのように思っております。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵です。応募結果の公表というところについては、私はすべきでないと思います。それはなぜかと申し上げますと、5町の時もそういうふう感じたんですが、人気投票のような格好で、後々まで私は影響するだろうと思います。ですから、数は公表しなくても、多い順に名前だけを並べるというふうにしなかったら、私はちょっと後々まで影響があると思います。意見としてはそういうことです。

吉田議長 本城委員。

本城委員 今、谷淵委員の方から、多い順にというふうな発言がありましたけども、こ

れは票数を公表するのと何ら変わりがないというふうな思いがいたします。ですから、多い順とかなんでなしに、応募された中から何点かを絞っていく段階で、順番というものは無作為にするべきだというふうに思いますし、それからもう1点、特段の制約は設けない、しないということになるとするなら、余計、数の問題については、絶対に伏せるべきだというふうに思います。しかし、ここで旧町名は使用しないというふうな制約をとするならば、私はどういう名前が一番多かったのか、これは十分参考にすべきことだというふうに思います。しかし、旧町名を使用してもいいということになると、数の問題では相当な開きが出てまいります。ですから、その部分では十分な判断、あるいはそのほかのことを考えながらやはり進めていただきたいと、このように思います。

吉田議長 ほか、どうでしょう、その点について。

柴崎委員。

柴崎委員 何か聞いていますと、奥歯に物の挟かったような感じで受け取れるんですが、香住町が一番人口多いし、応募数も多いんで、香住町の皆さんが入れたものが通っちゃ困るというような、うがった見方も言えないでもないんですが、私はこの町名というのは本当、大事な問題でもあるし、最終的には本城さんおっしゃったように、出てきたいろんな候補の中で、やっぱり力いっぱい考えて、力いっぱい議論したらいいと思うんです。そして、結果、それに従ったらいいし、僕はやっぱり数の問題でも、これから大いに参考にすりゃあいいと思いますし、別にそれを、出てくるわけですから、それを閉じることも何もないと思うんで、そのオープンの中で堂々と議論したらいいんじゃないかなと私は思っていますんで、事務局が出してくれたこの募集要項でいいなというふうに思っています。

この小委員会があるわけですから、小委員会の中で、あ、ごめんなさい、ここでやるんだ。ここでやりますから、皆さんの意見もどんどん出ますし、それから決め方も非常に厳しいハードルがあるわけでありますから、そういう意味では、ここで存分議論しましょうや。それで、私はいいと思いますんで。情報は情報で公開したらいいというふうに思いますので、伊藤委員おっしゃったような格好でいいなと私は思っております。以上です。

吉田議長 ということは、応募結果の公表についても、やはり数を含めてということでしょうか。ということですが。

ほか、ございませんか、その点につきまして。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。ちょっと要項の10と11について、まだ答弁い

ただいておりますので。11につきましては、会長は数の公表についてはしないということをお答えされましたので、これ、数の公表まではという思いがするんですけども、一般のこの募集要項を見た人は、多分、応募結果についての公表で、公表するという事になると、数も公表するというふうには受け取ると。ですから、その公表したときに、ただ名前の羅列だけでは、何で数を公表しないのかということが多分言ってくると思うんです。ですから、もしも数の公表をしないのであれば、名称のみ公表するとか、そういう表現でないと、議事録を持ってきて、いや、この議事録にあるがなというのでは、ちょっと親切心に欠けているんじゃないかという思いがするわけですし、10の選定の観点ですけども、これ、さっきまだお答えをいただいておりますので、せっかくここに5点上げたからには、いきなり1点を吸い上げるというものでもないと思いますので、10点なり上げて5点なりとか、そういう経過が多分あるんじゃないかと思うんですけども、その選定基準の中に、例えばこの5点の中で一つでもクリアしていればいいのか。全くクリアされてなくても、10点なり20点、最初に拾い上げるときに入れていくのかどうか。その辺の見解だけをお伺いしたいと思います。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 いろいろな御意見を聞くわけございまして、私ひとりがここでこうだという難しさもあるなというふうには実は聞かせていただいております。いずれにいたしましても、どなたもおっしゃるのは一理あるわけございしますが、出てきたものを公表もやります。現在、何々の名前が何百票あったというような公表はちょっと考えていなかったんですが、いずれにいたしましても、全体会でこれはやるわけですし、では、どういうふうにして決めていくのか。その判断をするのに、委員さんが今言うようなことがきちんとなっていないと、また、出てきたものを選ぶときに、5町の例ですと、これにもありますように、1人が3点投票しますと。それで、次には何点に絞るというようなことでやってきておりますが、よその方でもやっぱりそういう最終的には選びようをしてきておるわけございまして、ですから、こういうある程度マクロ的にはなっておりますが、出てきたものを今度は委員さん全部がどうして決めるかといったら、投票か何かでないとなかなか難しいと思うんですね。皆とらえ方が違うわけですし。そういうことになったときに、その尺度を今度は委員さんがやはり押さえやすいといいたまうか、判断しやすいというところで、今いろいろな御意見も出るんだろうというふうには思っております。

そこで、では、私がこうだよといえればいいでしょうけど、またこれも、私自身もそこま

で自信を持ってということよりも、お答えしにくい面もあるわけでございます。これも事務局やいろいろ練り上げて、よその例もございませし、例えば選定の観点ですね、選ぶのにはどれが一番あれだということではなくて、ここに上がっておるようなものがやっぱり含まれておるといことは、各委員さんがまた御判断願わなくてはならない面もありますし、どなたか産業振興という、そういうことも一項目入ってはと、産業振興の形をあらわすような名称という御提言もありましたけど、これがいわゆるこの中でいえば、地域が地理的なイメージとか、あるいは地域の特色をあらわす名称というところにも絡んでくるわけでございまして、これ、ミクロ的にやると、なかなか難しさがありはしないかというのが私の実は思っておるところでございまして、事務局もいろいろな角度で検討をやり、先進例もありますし、というところでございますが、特にどうでしょうか、応募、選定方法の中で、ただし、作品ごとの応募数は選定の基準とせず、参考にとどめると、この辺も指摘を受けましたが、では、委員さんが3点選ぶ中に、ここらは委員さんの御判断で考えていただければいいではないかな。私自身は実はこんなことを思います。いや、それはあかんということになれば、これはどうも、どうでしょうか、ここで私は採決するだのそういうことでなくて、さらに検討を加えるということがやはり一番いいと思うんです。町民から募集を受けるわけですから、採決でやったなんちゅうようなことではやっぱりいかん。合議したということに練り上げなくてはならないというように思うわけでございませし、ここで5分間休憩させていただいてその辺を、判断自身も、ちょっと意見交換やらせていただこうと思ひますが、どうでしょうかね。私はこれで御提案申し上げておるので、意見はあるけれども、これで応募して、それから今度は選ぶときに、皆さんの御意見を聞いてやっぱり集約するということにさせていただければ非常にありがたいなと、こう思うわけでございませす。

吉田議長 上田委員。

上田委員 香住の上田であります。先ほどからの議論の一番、的になっておるのは、9番、選定方法の応募数の選定の基準とせず、参考、この部分と、応募結果の公表をするに、数が含まれておるか、この部分が、今一番大きな中心的な話題になっておると思ひますが、これ、よくよく考えてみますと矛盾しておるわけです。といひますのが、9番の選定の基準とせず、参考にとどめるといことは、参考にするといことは、少なくともこの数をどっかでお知らせせな参考にできんわけですから、そうでしょう。応募の数をどっかでお知らせをするいことと参考にしようといことなんですね。今度は後段の、先ほ

ど岩槻会長言われたように、数は公表しないとここで言うと、上の9番の分は、これは公表しなきゃならないということなんですよ、参考にしようと思えば。それは公表の仕方はいろいろあると思いますけど、少なくとも応募した数は何らかの形で知らされて初めて参考にするんでね。それが今度は11番になると、数は公表しないとおっしゃるんであれば、おのずからこの9番の参考にできないということなんです。その辺が、今いろいろ話を聞くと、わしも自己矛盾を感じておるんですけども、そこをきちっと整理をしないと、下はいいけども、上はいかん。上はええけども、下はあかんという議論につながるのです。上で見ると、これは参考にするという事は公表するという事なんです。ですから、この辺をもうちょっとしっかりと、でも、いろいろと意見が出ておるんで、私の思いは、これは何も小委員会に付託してするんでなしに、当然、全委員がこの問題について、真剣に集中的に審議する機会がこれから何回もあるんですから、入り口の段階で余り狭めてしまうといかがなものかな。もし、そういう嫌いがあれば、私は、これからの協議会の中でお互いがいろんな議論を闘わせて、最後はやっぱり合議の中で決めていくというのが本来の姿でありますから、そういうことを考えると、私はこの募集の要項、今言った、初めに言った部分だけをちょっと整理してもらって、あとについてはもちろん伊藤さんが言われたように、2点にすればええだないかという意見、それからまた、有権者数の数だけ応募用紙を渡したらどうかという意見、それから選定の観点に産業振興を図るための観点はどうか、このような意見も出されておりますけども、私が今ここで提案をしたいのは、この9番と10番の、ここをきちっと整理さえすれば、後は協議の中で十分お互いが胸を開いて話し合えるんでないかなというふうに思っておりますから、私の意見として述べさせていただきます。以上です。

吉田議長 非常に難しくなっておりますが、要は、細かいと言ったら語弊がありますが、今言った形で、9番と11番の問題に絡んだ中で、やはり公表しないということには、要するに数が、先ほど言ったように、しないということならば、もう9番についても基準としないというふうに私もちょっと思いますし、その辺どうなのかというふうに、まず、その辺を詰めていかないと、多岐にわたっておりますので、もう少しちょっと詰めていきたいなとは思っておりますけれど。

岡田委員。

岡田委員 香住町の岡田です。今の9番の選定方法いうところですけども、まず、一般公募するには、この選定の観点を参考にして皆さんが応募されるんです。そして、それ



を私たちはこの応募したのを参考にして、また選定するということですので、やっぱりこの参考という言葉は要るんじゃないかなと思います。

私たちが選ぶのも、この応募されたものをいろいろ参考にしながら、数とかそういうのではなくて、この選定の観点の1から5番までの名称の項目を私たちが参考にして、これを参考にしながら、また私たちがどうするかということを選びますので、やっぱり参考という言葉は要るんじゃないかなと思うんです。

吉田議長 ということは、数はいいということですね。

岡田委員 数は別によろしいです。でも、この1から5番までの選定が理にかなっているかということは皆さんで協議させていただいたらいいと思います。

吉田議長 ちょっと休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 若干早いようですけれど、再開して、ここでいろいろな御意見、貴重な御意見をいただいていますので、ここで一つの案として、会長の方から御提示願いたいと、このように思いますので。

岩槻会長 お一人お一人の御意見を聞いておりますと、皆それぞれの何といいましょうか、考え方もあるわけございまして、なるほどというふうに思いますししますが、なかなかそれを全部網羅してということにはなりかねない部分もあります。

いずれにいたしましても、最終的にはこの全体協議会で絞り込んでいただくということになるわけございまして、その過程でまた皆さんの御意見を生かし、あるいは生かさせていただくこともあるというふうに思いますが、今、事務局等とも打ち合わせをやりまして、大きなところでこういうふうに、ではさせていただこうかということ、事務局の方から申し上げますんで、ぜひひとつ御理解いただいて、要望、そして絞り込みの過程で、またひとつ御協力もいただきたいと、こう思うわけございまして。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 質問の前後の答弁になろうかと思っておりますけども、お許しいただきたいと思っております。

まず、各世帯にこのチラシが1枚ずつということで、少ないんじゃないかというような御質問があったんですけども、各役場の方に十分その辺のチラシを置くように考えておりますので、1人3点までですけども、2点以上、あるいは家族で足りない場合は役場の方で用紙の確保をお願いできればというふうに考えております。

それから、応募点数3点までを、2点というような御意見もあったわけですが、例えば皆さん、本命だけという場合は1点でもいいんですけども、やはり2番手、3番手も捨てがたいというような方もあろうかと思ひまして、この関係につきましては原案どおり、3点までをお願いできればというふうに考えております。

それから、9番の選定方法ですが、ただし書き以降の参考云々の関係の御意見がいろいろ出たわけですが、これは11番とも関連しますが、双方が整合する形で考えてみたいと思ひます。すなわち9番につきましては、ただし書き以降を削除する考えをまずさせていただきたいと思ひます。その変わりといひますが、11番の方では、協議会において公表するというのは、A町が何点、B町が何点という、すべての応募の名称について数字を公表するということではなしに、例えば上位30位までを公表するというような形で公表すればいかかかなと。ただ、30点、20点という関係につきましては、応募点数なんかは今の段階ではわかりませんので、その辺は議長の会議進行の状況を考えていただきながら、絞り込みのタイミングを見て、そのようなものを参考にして。

上位何点も、それぞれに、これは何点ありましたということではなしに、名前を50音順で公表するという考えにすれば、どれが多い少ないということがはっきりしないので、選考には差し支えないかなというふうに考えております。この考え方は、5町のときも絞り込みの段階で、上位何点以上の中からその絞り込みの対象にするというようなことで、名称を50音順に公表させていただいて、選考の参考にさせていただいたというような経緯もございました。

それから、10番目の、1点でもこの観点に該当すればいいかということですが、そういうお考えでいいかというふうに思っております。

それから、伊藤委員の方から、産業振興につながる名称の観点の項目を1つ増やしたらどうかというような御質問もあったんですけども、幹事会等でも実は同じような意見もございまして、それらについては、地理的にイメージできるとか、特色をあらわすとかというようなところにも該当するだろうというようなことの中で、そういった分類にさせていただければというふうに考えております。

以上で、とりあえずトータルしたところで御答弁させていただきましたが、もし、欠落している部分がありましたら改めて御指摘をいただきたいと思ひます。以上でございます。

吉田議長 今、事務局の方から、ある面では会長と1号委員とを含めた中でのことをまとめた結果を、今諮らせていただいているというふうに思っておりますけれど、1点、私の

方がちょっとわからない点があるんですが、11の応募結果の公表ですね、これについては基本的には、要するに点数は入れないけれど、あいうえお順に上位30ですか、ということを決めるんですか。それとも、何か先ほど議長がどうたらこうたらというようなことがあったんで、その辺ちょっとわからないんで、その辺をきちっと明確に答えていただきたいということが1点。

それと、もう1点が、先ほど本城委員の方が、特段の制約はしない。入り口では何も制約しないんだけど、当然選定の過程の中には、先ほど言ったような、旧町名云々ということが十分出てくるはずですけど、そういうことはまた議論させてもらってもいいんですかというふうなことも言われたんですけど、その点、会長の方がいいと思いますけれど、答弁願いたいなというふうに思います。

まずそれから聞いて、皆さんに諮っていききたいと、このように思います。

じゃあ、事務局長の方から。

藤原事務局長 11番の公表の関係でございますけれども、集計結果がまとまりますと、応募された新しい町の名称を50音順ですべて公表はさせていただき予定にしております。その中で、絞り込みの段階で議長に諮っていただきながら、上位30点なり20点を公表するということにしたいと考えております。そのときの公表も、点数の多い順ではなしに、50音順で公表をしたいというふうに考えております。以上でございます。

岩槻会長 30をあいうえお順で公表すると。ですから、絞り込みの時になれば、今度はどういう手法でやるのかということですが、これはまた皆さんの御意見を聞いて、1人が先ほど出た3点がいいのか、2点でいいのか、いろいろなことがあると思います。いずれにしても、ここの委員さんが自分の意思表示をやって、では、30でしょうか、そういう中から、最初は10点に絞るのか、それから5点に絞り、あるいは1点に絞っていくとか、いろいろな手法があると思いますが、これはまた皆さんにお諮りして、その手法はやっていけばいい。きょう直ちにそれを諮って決めるということでもないではないかと、こう思っておるわけです。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

会長の方から答弁。

岩槻会長 これは、今、応募のときには何といいましょうか、特段の制約をしないと、

こういうことですが、絞る、やるときには、やはりまたそのことはどういう形で決めていくかということは、意見も出るでしょうし、論議すればいいんじゃないかなというように思います。

吉田議長 以上、事務局の方から、会長の案ということでお示ししましたものがありますが、何かこの辺は足らんなというふうな、私が言ったのにこの辺が足らんなというふうなことがあったらお聞きしたいなと思うんですけど、大体網羅されていなかったかな。

石垣委員。

石垣委員 石垣です。ちょっと確認です。公表は、票数は発表しない、上位何位。この委員会にも発表しないんですか。どうですか、それは。委員会に発表すると、公表、みんなすぐ出ますね。委員会にも出さんちゅうことですよ。

吉田議長 今ちょっと確認の質疑がありましたので、会長の方から。

岩槻会長 それはお互い良識ある委員さんでございますから、数を発表するというのはやっぱり控えたいなと、こう思っておるわけです。

吉田議長 よろしゅうございますか。ほかに確認することはございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 では、そういうこと言ったらまた怒られますんであれですんで、一つ一つまた確認せないかんとは思いますが、まず、1つ、配付数につきましては、事務局案どおりに、要するに各戸には1枚1枚配ると。しかし、足らんなという部分に関しては、各町役場等にありますので、そこでしていただいたら結構かというふうなこと。それからもう1点に応募数の数、これはいろいろなことを考慮して、2点ではなく3点ということにさせていただきたい。それと、9番につきましては、選定方法ですね、ただし書きを削除する。そして、11番の応募結果の公表につきましては、先ほど申しましたように、最初の段階では数も入れないであいうえお順にすべて出す。しかし、絞っていく段階で何点というときには、上位何点ということができれば、それも数も入れずに、要するにあいうえお順で表示する。ただし、その数については今後は絞っていく段階で決めていくということでございます。

それと、先ほど本城委員の質疑の中で、入り口、要するに、最初は特段の制約はしないが、当然絞っていく段階では議論もしていかなければならないんですけど、そういうときには議論もやはりとめるものではないというふうな確認をしたというふうに思っておりますけれど、それで、もし違えば、今言っていただけないと、これが最後の確認ということ

になりますので、ここが違うんじゃないかということがありましたら。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そういうことで、今後絞る段階で、また一つの作業が出てこようと思いますけれど、特段の御協力、また選定方法につきましては今後出てくるのではないかと、このように思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、協議11号につきましては、私が確認したとおりのことで確認することに決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がございませんので、そのように確認させていただきます。

なお、協議第11号につきましては、新町の名称が決定するまでは継続案件ということで、ややこしいようなまとめをしますけれど、この要項については確認しましたが、最終的に決まるのは名称が決定するまでということで、継続案件ということになりますので、その辺ちょっと区別をお願ひしたいと、このように思います。

以上、上程しました案件につきましては終わりましたので、次に、次回以降の合併協議会に際して、特に御意見、御提言等がございましたら、ここでお聞きたいと、このように思います。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。次回以降の本協議会の場がふさわしくないというのならそれでもいいんですけども、合併後の健全財政運用のための財源確保の観点から提起をさせていただきたいというふうに思います。5町の枠組みの中でも申し上げてきたわけですけども、合併初期につきましては、いわゆる予期しない補正予算対応も当然出てまいると思いますし、いわゆる一般財源対応を考慮しておかなければならないという観点から、また、まちづくり計画を絵にかいたもちに終わらせないという観点からも、一定の一般財源を確保しておく必要が重要なことではないかと思うわけでございます。そのためにも、各町、合併時に財調基金、減債基金、特定目的基金、できれば起債制限比率もそれなりにという思いもあるんですけども、これは多分難しいと思いますので、これらについて本合併協について、協議会の場でなくても、これは町長・議長会なり幹事会等で協議をしていただけたらいいと思うんですけども、一定のルールづくりをしていただきたいと思うわけでございます。各町とも非常に厳しい財政状況の中で、合併までにどうして

もなし遂げなければならない事業を抱えていることも十分承知をしております。また、ない袖は振れないことも理解できるわけでございますけれども、幸いにして、今、各町とも新年度の予算編成時期であるわけであります。努力することによって、必要最低限、ハードルは各町可能なハードルでいいと思うんですけども、各町、今、予算編成期に努力することによって、必要最低限と申しますか、背丈に合ったルールづくりをすることは可能だと思っておりますので、この件につきましては、本協議会での協議がふさわしくないというのであれば、町長・議長会でも結構ですし、幹事会等でもぜひ協議のテーブルに乗せていただきたいというふうをお願いをするものでございます。

吉田議長　ここで提言でございますけれども、今後のそのことについて、会長から若干説明してもらいたいと、このように思います。

岩槻会長　今御指摘を受けたことは当然なことではございまして、幹事会等で既に検討もやっておりますし、また、町長・議長会のテーブルの上にも、数字的ではございませんが、話題として共通認識を持つために話もしておるわけでございます。3町といえども、それぞれの財政状況もございまして。ですから、財政力のいいところはいいんですが、悪いところもある。どこに、では合わせていくのか。合わせるとすれば、では、合併後の今度は財政運営のあれがどうなるのか。その辺までも話題は出ておりますので、一番最終的に大事になるのは財政計画というところになるわけではございまして、お説のとおりだというように思いますから、その辺は既に検討に入っておるということでございますから、御承知願いたいというように思います。

吉田議長　そのほかございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

吉田議長　ないようでございますので、そのほかについて、事務局から説明させます。

藤原事務局長　それでは、きょうのレジュメの6番目に上げております、次回以降の協議会の日程についてでございます。

第4回の協議会につきましては、来る2月9日月曜日でございますが、午後1時30分から美方町の総合センターで予定をさせていただいております。なお、協議事項といたしまして予定いたしておりますのが、財産の取扱いについて(その1)、それから一般職の職員の身分の取扱いについて、条例、規則等の取扱いについて、慣行の取扱いについて。以上4点の協議事項を予定させていただいております。なお、これに継続事項も追加になるかと思いますが、御提案としては4点を考えております。

さらに、第5回の協議会でございますが、2月の24日火曜日1時半から、村岡町の老人福祉センターで予定をさせていただいておりますので、それぞれスケジュールの調整をお願いできればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

吉田議長 以上で本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第3回3町合併協議会の閉会いたしたいと思っております。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町

合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....